

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者  
各指定障害者支援施設運営法人代表者  
各指定一般・特定相談支援事業所運営法人代表者  
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者  
各指定障害児入所施設運営法人代表者  
各指定障害児相談支援事業所運営法人代表者  
(市町村所管の施設等を含む。)

様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

令和8年度福祉・介護職員等処遇改善加算に関する届出等について（様式通知）

日頃は、県内の障がい福祉施策の推進にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和8年3月30日付け障第1555号でご案内した令和8年度福祉・介護職員等処遇改善加算に関する届出等について、厚生労働省及びこども家庭庁から、令和8年3月31日付けで「福祉・介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和8年度分）」が別添のとおり示されましたので、お知らせします。

つきましては、令和8年4月・5月から福祉・介護職員等処遇改善加算（以下、「処遇改善加算」とする。）を新たに取得又は令和7年度から継続する場合は、令和8年4月15日（水）までにオンライン申請フォームにて、令和8年度処遇改善計画書をご提出ください。

令和7年度と令和8年度では計画書の様式が異なりますので、ご注意ください。

なお、新規取得・継続のどちらの場合であっても、令和8年4月15日（水）までに計画書の提出がない場合は、令和8年4月から加算を算定することはできません。体制届を含む書類の提出が必要となり、原則、計画書の提出2か月後から加算の算定をすることになりますので、ご注意ください。

手続の詳細等については、令和8年3月30日付け障第1555号をご確認ください。

所属	岐阜県健康福祉部障害福祉課 事業所指導係		
係長	垣本	担当	加藤
電話	058-272-8302		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		

所属	岐阜県岐阜地域福祉事務所 福祉課地域福祉第二係		
係長	宮本	担当	菊川
電話	058-272-8287		
E-mail	c22801@pref.gifu.lg.jp		